

産業廃棄物税の在り方について

導入の経緯等

- 産業廃棄物税は、産業廃棄物の3R（発生抑制、再使用、再生利用）等を推進するための経済的支援策と経済的負担措置を組み合わせた「経済的手法」を導入することにより、循環を基調とする社会経済システムの構築を目指し、宮城県が独自に課税する法定外目的税として平成17年4月1日に導入した。
- 導入後、5年の時限措置とし、その間に制度の施行状況や社会情勢の推移などを勘案して必要な見直しを行いながら課税期間を延長しており、現在の課税期間は令和2年3月31日までとなっている。
- 今回も過去5年間の状況を踏まえて、産業廃棄物税の今後の在り方について検討を行うこととした。
- なお、産業廃棄物税は、平成31年4月現在で、27道府県1政令市で導入されており、東北地方では6県全てで導入されている。

1 税収額等の推移

税収は産業廃棄物税導入後3億円台で推移していたが、震災後は3億円台後半から4億円台で推移し、平成30年度決算額は約4億6千万円であった。

基金残高は、震災の影響によりいくつかの事業執行を中止したこと、平成23年度以降の復旧復興工事等によるがれき類の排出増などにより税収が増加したことにより、平成30年度末時点で、約9億8千万円となっている。

2 産業廃棄物税充当事業の概要

産業廃棄物税は条例に基づき、徴収に要する費用を除いた額を、「産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用に関する事業」、「産業廃棄物の適正な処理の促進に関する事業」に充てることとしている。

(1) 産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用に関する事業

- ・ 事業者支援として、環境産業コーディネーターを県内各地域・各企業に派遣し、個別企業の支援活動や地域ごとの3R推進のための企業連携（エコフォーラム）の支援、産業廃棄物の3R等を推進するための設備機器の整備に対する補助等を行った。
- ・ 試験研究事業として、産業廃棄物を利用した3R製品の事業化への支援や技術的な課題により3Rの取組が進んでいない産業廃棄物の研究開発等の取組について助成を行うとともに、希少金属等リサイクルシステムの構築に向けた各種検討や取組等を行った。
- ・ 普及啓発・環境教育事業として、産業廃棄物等の3RについてのラジオスポットCMの放送等による普及啓発活動のほか、宮城県グリーン製品を用いて県有施設を整備することで、県民に対して3Rの理解促進を図った。

(2) 産業廃棄物の適正な処理の促進に関する事業

産業廃棄物適正処理推進員を配置して、不法投棄の監視強化等の事業を推進したほか、みやぎ産廃報告ネットの電子報告による書類作成の負担の軽減等を行うとともに、廃棄物処理ルールの講習会を開催するなど適正処理に向けた普及啓発を行った。

(単位:件,千円)

		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		計	
(1)産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用に関する事業		22	198,674	21	286,317	22	385,847	30	435,307	29	470,950	41	1,777,095
内 訳	事業者支援	5	77,210	5	143,402	6	203,850	7	217,513	7	228,817	8	870,792
	試験研究	5	16,633	2	32,335	3	33,728	4	56,135	5	61,773	9	200,604
	普及啓発・環境教育	9	38,613	11	43,027	10	77,794	16	91,566	14	108,780	21	359,780
	その他	3	66,218	3	67,553	3	70,475	3	70,093	3	71,580	3	345,919
(2)産業廃棄物の適正な処理の促進に関する事業		11	76,568	11	67,982	10	64,669	11	73,539	10	111,138	13	393,896
合計		33	275,242	32	354,299	32	450,516	41	508,846	39	582,088	54	2,170,991

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

3 産業廃棄物税の今後の在り方

(1) 税の継続の必要性

- 宮城県循環型社会形成推進計画（第2期）に定めた目標指標により税の効果について考察すると、産業廃棄物税を財源とする施策については一定の効果は見られたが、震災後に排出量及び最終処分率が増加している。
- 復興事業の進展により、リサイクル率が高いがれき類が多く排出されており、リサイクル率については一時的に高い値で推移しているが、今後、がれき類の排出量の減少とともにリサイクル率の低下も見込まれることから、廃棄物の再生利用の向上に向けた施策の継続が必要である。
- 震災後は一部最終処分場において災害廃棄物の受入れが行われたこともあり、本県の最終処分場は埋立残余量に余裕がある状況にはなく、埋立量削減のために、なお一層廃棄物の発生抑制、減量化を図っていく必要がある。
- 不法投棄対策の取組によって、不法投棄の件数・量ともに減少傾向にあるものの、本県の豊かな自然を守るために、今後も不法投棄対策に継続的に取り組んでいく必要がある。
- 事業者からも、産業廃棄物税を活用した事業を展開し、県民への環境教育等の普及啓発や排出抑制施設の導入支援等に関する期待が大きく、これらの施策の継続が望まれている。
- こうした中で、持続可能な循環型社会の構築を目指し、産業廃棄物の3R、適正処理対策等を推進していくための貴重な財源として、産業廃棄物税を継続すべきものとする。

(2) 税の仕組の方向性

イ 課税方式

現行の課税方式により適切に申告納入や申告納付がなされ税制度自体が定着していることや、最終処分量の削減・減量化に対する政策効果、税負担の公平性の確保、東北6県同一方式となっていることを踏まえると、現行の仕組みを継続すべきものとする。

ロ 税率

産業廃棄物税を導入している27道府県1政令市では、税率は産業廃棄物1トンにつき1,000円を基本としており、他自治体との均衡を考慮し現行のとおり継続すべきものとする。

ハ 課税期間

社会情勢の推移等を勘案して検討を行うため、5年間の時限措置とすることが適当である。

ニ 税収

年額、約4億円程度と見込まれる。

4 見直しのスケジュール

下記の手続きを経て、来年4月の条例施行を目指す。

令和元年 6月 3日	政策・財政会議（「期間延長を検討すること」を決定）
令和元年 6月～8月	関係者への説明（関係団体、最終処分場設置者等）
令和元年 7月 1日	県議会常任委員会報告
令和元年 7月～9月	パブリックコメント実施
令和元年 8月	宮城県環境審議会へ諮問
令和元年10月	宮城県環境審議会から答申
令和元年11月	11月議会へ改正条例案を提出
令和2年 1月	総務大臣協議
令和2年 4月	条例施行